

且納 齋日錢之事

合拾貫文者

右且爲諸橋村納所如件。

天文廿十二月十二日

飯河殿 御代

光重 在判

十二月十七日。本願寺證如、畠山義續及び遊佐續光に、能登の靜謐を祝す。

【證如上人書札案】

一三四七

芳翰之趣令披見候。仍馬青毛無紋一疋引給候。御懇之至祝着候。特以自愛此事候。就中貴國靜謐候儀尤珍重候。隨而紅糸十斤・庖丁刀五十枚令進入之候。猶下間上野介可申候。恐々。

(天文二十年) 十二月十七日  
畠山義續  
左衛門入道殿  
御返報

【證如上人書札案】

一三四八

總 廣 在判

平 加賀守

總 知 在判

伊丹宗右衛門尉

續 堅 在判

遊佐信濃入道

宗 圓 在判

遊佐美作守

續 光 在判

栗棘庵 參

(加能越古文叢に依れば、この文書の端に裏判として花押あり。その裏判とするものは袖判の誤かと思はるゝも、判形異様にして畠山義續のものとも義綱のものとも相似ず。今之を後考に俟つ。)

十二月十二日。光重、鳳至郡諸橋稻荷社に齋日錢を納む。

【諸橋稻荷神社文書】

鳳至郡

一三四六

其國屬靜謐候儀珍重候。仍太刀一腰・馬鹿毛無紋一疋給之候。懇意喜悅之至候。隨而太刀一振・緞子廿端進之候。猶下間上野介可申候。恐々謹言。

(天文二十年) 十二月十七日

遊佐美作守殿

(以上二通共に、證如上人書札案天文廿二年に收むるものは誤なり。天文日記同二十年十二月廿四日の條を参照すべし。)

十二月十七日。本願寺證如、溫井紹春及び能登安國寺に、その物を贈れるを謝す。

【證如上人書札案】

一三四九

爲音信繪三幅并煎海鼠十束給之候。欣悅之至候。將又鳥子貳千枚・鱧ナカ三千本進之候。猶下間上野介可申候。恐々。

(天文二十年) 十二月十七日

溫井備中入道殿

【證如上人書札案】

一三五〇

且納 齋日錢之事

合拾貫文者

右且爲諸橋村納所如件。

天文廿十二月十二日

飯河殿 御代

光重 在判

十二月十七日。本願寺證如、畠山義續及び遊佐續光に、能登の靜謐を祝す。

【證如上人書札案】

一三四七

芳翰之趣令披見候。仍馬青毛無紋一疋引給候。御懇之至祝着候。特以自愛此事候。就中貴國靜謐候儀尤珍重候。隨而紅糸十斤・庖丁刀五十枚令進入之候。猶下間上野介可申候。恐々。

(天文二十年) 十二月十七日  
畠山義續  
左衛門入道殿  
御返報

【證如上人書札案】

一三四八

披恩章、殊預使僧候。令祝着候。仍段子一端・引合十帖送給候。怡悅之至候。抑當國無爲之御調談珍愛候。將又織色三端・杉原十帖令進之候。猶下間上野介可申候。恐々謹言。

(天文二十年) 十二月十七日

安國寺 芳報

(以上二通共に證如上人書札案に天文廿二年に收むるものは誤なり。天文日記同二十年十二月廿四日の條を参照すべし。)

天文廿一年 壬子 紀元二二二二

二月十九日。山城大徳寺興臨院納所等、同院領鳳至郡諸岳村年貢錢・佛事料納下目録を作る。

【東京帝國大學所藏文書】

一三五二

能州諸岳年貢錢・佛事料納下目録

納

六拾七貫四百八十三文

年貢錢